

とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、愛媛県外から東温市（以下「市」という。）への移住を検討している者（次条において「移住検討者」という。）に対して、予算の範囲内でとうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住視察 移住検討者による住環境の調査、子育て環境の視察等を始めとした市内各施設への訪問のほか、市移住定住総合窓口（以下この条及び次条において「相談窓口」という。）が実施する市内アテンドサービス（以下この条及び次条において「市内アテンド」という。）の利用、市内で仕事や住居を探す活動等をいう。
- (2) 移住相談 移住検討者が、相談窓口に対して移住に関して相談することをいう。ただし、匿名又は連絡先等を示さない相談を除く。
- (3) 視察相談 移住検討者が、事前に相談窓口に移住視察する意思を伝え、かつ、市内アテンドにおける日程調整を行うことをいう。
- (4) 宿泊施設 ホテル、民宿等の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている施設をいう。
- (5) 宿泊費 市内宿泊施設における宿泊に要する費用をいう。
- (6) 交通費 住所地から市までの移動に要する費用をいう。

(7) 市内移動費 移住視察に必要な市内の移動に要する費用をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、移住視察を実施する者（同行者を含む。以下「視察者」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 交付申請の日において、愛媛県外に住民票を有すること。

(2) 交付申請の日までに、相談窓口で移住に関する相談を行い、移住視察の滞在中に相談窓口が実施する市内アテンドを受けること。

(3) 移住視察の実施に当たり、市内宿泊施設に1日以上宿泊すること、又は市移住体験住宅に滞在すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者に含めないものとする。

(1) 18歳未満の者（保護者と同伴の場合を除く。）

(2) 海外からの団体ツアーパックを利用する者

(3) 補助対象経費に対して、国、地方公共団体その他の団体等から補助を受ける者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの補助金を交付すべきでない
と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（次条及び第7条において「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれかに該当する活動に係る事業とする。

(1) 移住相談

(2) 移住視察

(3) 市移住体験住宅に滞在して行う移住体験活動

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る次に掲げる費用とする。ただし、支払の事実が確認できるものに限る。

- (1) 宿泊費 視察者が宿泊のために要する費用とし、2泊分を上限とする。
- (2) 交通費 住所地から市までの移動に要する往復分の費用とする。ただし、自動車で移動する場合は、市内IC（川内IC又は東温スマートIC）を利用するときに限り、高速道路利用料を対象とし、燃料費は、対象外とする。
- (3) 市内移動費 市内で乗降する公共交通費、タクシー費用及びレンタカーの借上料とする。ただし、タクシー及びレンタカーは、市内に事業所がある事業者において借り上げる場合に限る。

(補助金の額及び交付の制限)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1の額（100円未満の端数切捨て）と、次の表に定める限度額のいずれか少ない方の額とする。

補助対象者数	限度額
1人	15,000円
2人	20,000円
3人	22,500円
4人	25,000円
5人	27,500円

2 補助金の交付は、視察者に対し、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする視察者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する補助対象事業を行う3日前までに、とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び成年同行者の氏名及び住所が確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等公的なものに限る。）の写し
- (2) 宿泊費、宿泊日、宿泊者数及び宿泊先名称が確認できる書類の写し
- (3) 航空券の料金、鉄道等の運賃・料金等が確認できる書類の写し
- (4) 高速道路利用料金が分かる書類の写し
- (5) レンタカーの借上げに要する実支出額が分かる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付決定通知書（様式第2号）又はとうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、申請の内容を変更しようとするときは、とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金変更承認通知書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第11条 申請者は、第4条に規定する補助対象事業を終了したときは、速やかにとうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 宿泊費の領収書等の写し

- (2) 航空券の料金、鉄道運賃等、公共交通機関の領収書等の写し
- (3) 自動車を利用したときは、高速道路利用料金の領収書等の写し
- (4) レンタカー借上料の領収書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた申請者は、とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金交付決定者が第3条に規定する要件を満たさなくなったものと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

